

○経済産業告示第九十一号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）の規定に基づき、バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年四月十日

経済産業大臣 梶山 弘志

バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示

バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（平成九年通商産業省告示第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前

(バルク貯槽又はバルク容器の機器の検査)

第一条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十六条第二十二号の規定に基づくバルク貯槽（附属機器を除く。以下この項において同じ。）の検査は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

一 バルク貯槽の検査は、前回の検査の日（検査を受けたことのないものにあつては、製造の日）から起算して、それぞれ次に掲げる期間内（災害その他やむを得ない事由により当該期間内に検査を行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内）に行うこと。

イ・ロ [略]

(バルク貯槽又はバルク容器の機器の検査)

第一条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十六条第二十二号の規定に基づくバルク貯槽（附属機器を除く。以下この項において同じ。）の検査は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

一 バルク貯槽の検査は、前回の検査の日（検査を受けたことのないものにあつては、製造の日）から起算して、それぞれ次に掲げる期間内に行うこと。

イ・ロ [略]

二・三 「略」

2 規則第十六条第二十二号又は第二十三号の規定に基づくバルク貯槽の附属機器又はバルク容器の機器（以下「附属機器等」という。以下この項において同じ。）の検査は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

一 附属機器等の検査は、前回の検査の日（検査を受けたことのないものにあつては、製造の日）から起算して、それぞれ次に掲げる期間内（災害その他やむを得ない事由により当該期間内に検査を行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内）に行うこと。ただし、当該期間が経過した後一年以内に、当該附

二・三 「略」

2 規則第十六条第二十二号又は第二十三号の規定に基づくバルク貯槽の附属機器又はバルク容器の機器（以下「附属機器等」という。以下この項において同じ。）の検査は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

一 附属機器等の検査は、前回の検査の日（検査を受けたことのないものにあつては、製造の日）から起算して、それぞれ次に掲げる期間内に行うこと。ただし、当該期間が経過した後一年以内に、当該附属機器等が設けられているバルク貯槽の検査を行うべき期間の最終日又は当該附属機器等が設けられているバルク容器の経過年数が二十年となる日が到

属機器等が設けられているバルク貯槽の検査を行
うべき期間の最終日又は当該附属機器等が設けら
れているバルク容器の経過年数が二十年となる日
が到来するときは、これをその日まで延ばすこと
ができる。

イ・ロ [略]

二・三 [略]

来するときは、これをその日まで延ばすことができ
る。

イ・ロ [略]

二・三 [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。